

1 うまい話やしつこい勧誘、見知らぬ人の急接近には要注意!

2 いらないときは、はっきり「NO」と言う!

3 個人情報\*は安易に教えない!  
\*電話番号、住所、メールアドレス、学校、家族構成など

4 高額なクレジット契約は最後まで払えるか慎重に考える!

5 不安に思ったら、親や友人、相談窓口にも早めに相談を!

消費者トラブルにあわないための5か条



## 消費生活に役立つ知識が満載!

情報誌

## くらしの情報 マイライフいしかわ



消費者行政や相談事例など消費生活情報を年2回提供しています。

メールマガジン

## 「消費生活ほっと情報」(登録無料)

消費生活に関する情報、最新の悪質商法手口等を月2回程度お届けします。



登録はこちらから



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/s/>



気づいてる? 未来を創る消費の力

## センターへの案内図



### ●アクセス●

金沢駅から路線バス18番「東部車庫」行き乗車「幸町」下車(所要時間約15分)、鱒町交差点近く

## 石川県消費生活支援センター

〒920-0968 金沢市幸町 12番 1号  
石川県幸町庁舎 3階  
TEL076-255-2120 FAX076-255-2397



ホームページURL

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>

センターの利用案内や国民生活センター等からの新着情報、センターが実施するイベント情報、情報誌や啓発パンフレット、貸出用DVDやパネル等の情報について随時、ご案内します。



# 石川県 消費生活支援センター

## 消費生活に関するトラブルや困りごと



## お気軽にご相談ください

石川県消費生活支援センター

# 076-255-2120

平日/9:00~17:00 土曜日/9:00~12:30  
日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く

メールによる相談はこちらで受け付けています



## 消費者ホットライン

局番なしの

い や や!  
**188**

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります(受付時間内)。

# こんな時は 消費生活支援センターに 相談してください

商品の購入や品質に関する  
トラブルの相談、悪質商法による  
被害の解決に向けての  
お手伝いをしています。



相談する  
ときの  
ポイント

- ✔ **トラブルにあったと思ったら  
すぐに相談する**
- ✔ **できるだけ契約した  
本人が相談する**
- ✔ **契約書等の  
証拠書類をそろえておく**

身に覚えのない  
有料動画の  
請求が届き不安だ…



断っても強引な  
勧誘が続く…

製品のトラブルについて  
メーカーに問い合わせたが、  
対応に納得がいかない…



おためしだけの  
つもりだったのに  
どうして??

## クーリング・オフ制度

電話勧誘販売や訪問販売などの不意打ち的な取引で契約した場合などに、一定期間内であれば、無条件で一方的に契約を解除できる制度です。クーリング・オフをすると、代金を支払う必要はなく、既払金は原則全額返還されます。

### (クーリング・オフの方法)

- 法定書面を受領した日から8日(マルチ商法等の場合は20日)以内に、必ずはがきなどの書面または電子メール等で通知します。
- 書面はコピーを、電子メールの場合はスクリーンショットを取っておきます。(はがきの場合は両面コピー)
- 書面の場合は、特定記録郵便など証拠が残る方法で送ります。※クレジット契約をした場合には、クレジット会社にも書面で通知を送ります。

### 契約解除通知書

次の契約を解除します。  
 契約年月日 ○○○○年○月○日  
 商品名 ○○○○○○  
 契約金額 ○○○○円  
 販売会社 株式会社××××  
                   □□□営業所  
                   担当者△△△△

### はがきの書き方の例

支払った代金○○○○円を返金し、  
商品を引き取ってください。  
○○○○年○月○日

## トラブルにあわないために

講座の開催、情報の提供を通じて  
悪質商法等による被害の未然防止や  
消費生活の知識の普及を図っています。

### 講座のご案内

#### センター講座・出前講座

- 悪質商法等の被害を防ぐための講座や、消費生活を考える上でヒントとなる実験(食品の糖分・塩分測定等)をセンターまたはご希望の場所で実施します。
- 対象は県内の団体・グループ等(おおむね10人以上)
- 原則として、平日の日中で1~2時間程度

#### 出前講座「かしい消費者塾」

- 若者の消費者トラブルを防ぐため、金沢弁護士会の監修による「消費生活ガイド」をテキストに、講師(弁護士・司法書士・税理士)等を無料で派遣します。
- 対象は高等教育機関(県内の大学・短大・専門学校等)及び企業等(おおむね10人以上)
- 原則として、平日の日中で1~2時間程度



### お問い合わせ・申し込み先

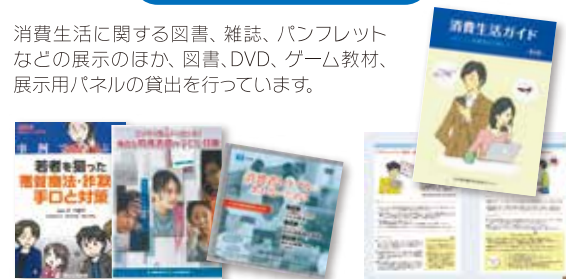
日程等調整のため事前に下記までお電話をお願いします。

消費生活支援センター学習支援課  
電話 076-255-2155

※詳細はホームページで確認できます。

### 資料の展示・貸出

消費生活に関する図書、雑誌、パンフレットなどの展示のほか、図書、DVD、ゲーム教材、展示用パネルの貸出を行っています。



ご相談はこちらまで

消費者ホットライン

局番なしの

い や や!  
188

